
I 令和7年度財務省政策評価実施計画についての説明

1. 政策評価制度の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。令和5年3月28日一部変更）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（令和5年3月策定。以下「基本計画」といいます。）で政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果の把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。

-
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
 - ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
 - ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年3月に、翌年度に行う政策についての実施計画（事前分析表も含みます。）を策定・公表（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、その翌年3月に実施計画の策定等を行うに当たって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。